

安芸津地区の今後の汚水処理について

（下水道整備計画の見直し）

令和 8 年 8 月
東 広 島 市

◆本日の説明会の流れ◆

1. 全体説明

(1) 下水道整備区域の縮小案について

- ・ 現在の状況、背景
- ・ 検討内容
- ・ 縮小案

(2) 縮小区域への合併浄化槽補助制度

2. 質疑応答（全体）

3. 質疑等対応（個別）

- ・ ご意見、ご質問がございましたら、職員が個別に対応させていただきます。

1. 東広島市の汚水処理事業の現状

-2-

〔現在の計画〕

安芸津町内の用途地域＝公共下水道

※平成5年に設定

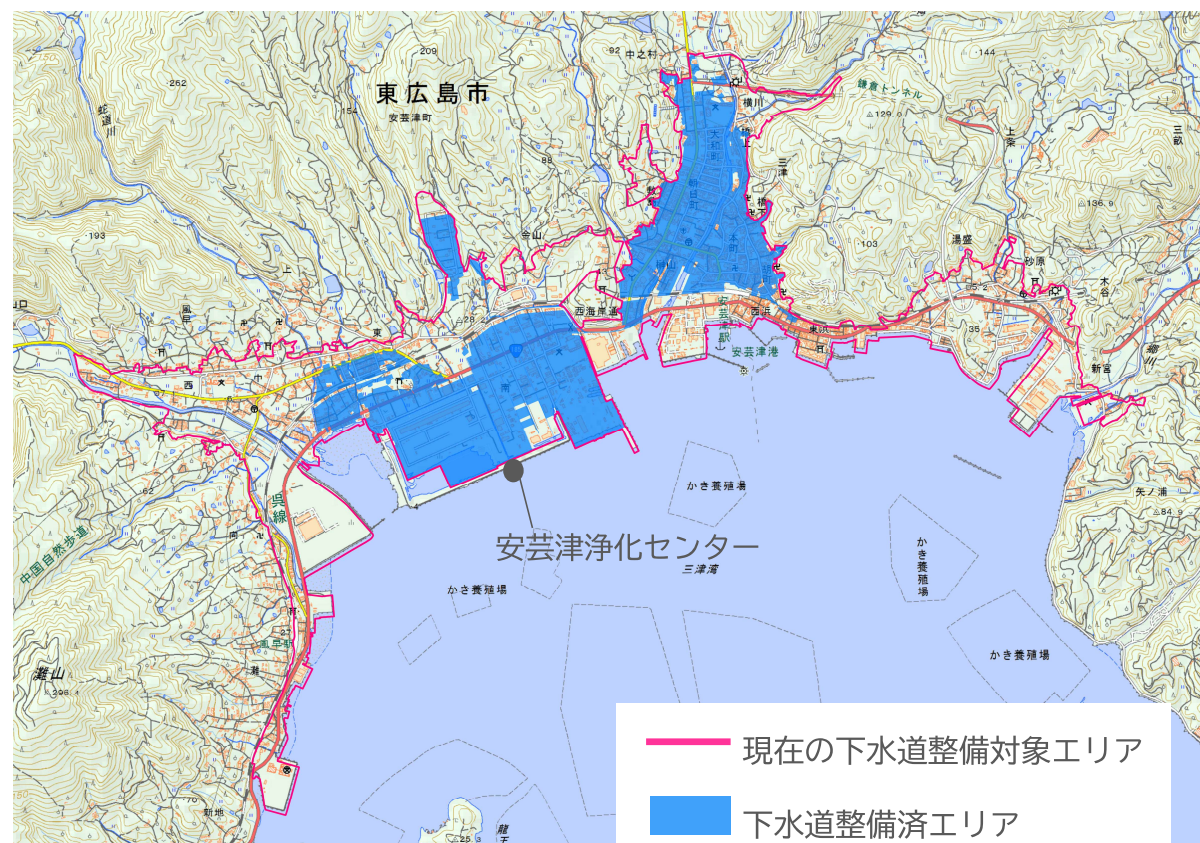
※平成6年から整備着手



下水道…下流から整備



最上流の整備完了まで10年以上



汚水処理事業を取り巻く環境の変化

○施設の建設から管理の時代に

安定したサービス提供のために計画的な改築・更新が必要

○人口減少の局面に直面

維持管理の財源は下水道使用料



現在の計画で整備続行すると

▼支出（維持管理費）は増加、収入（使用料）は減少

▼維持管理費を賄うために、使用料の増額改定の可能性

⇒将来世代への負担増



事業の拡大から持続可能な事業の運営へシフト

3. 整備区域の見直し

-4-

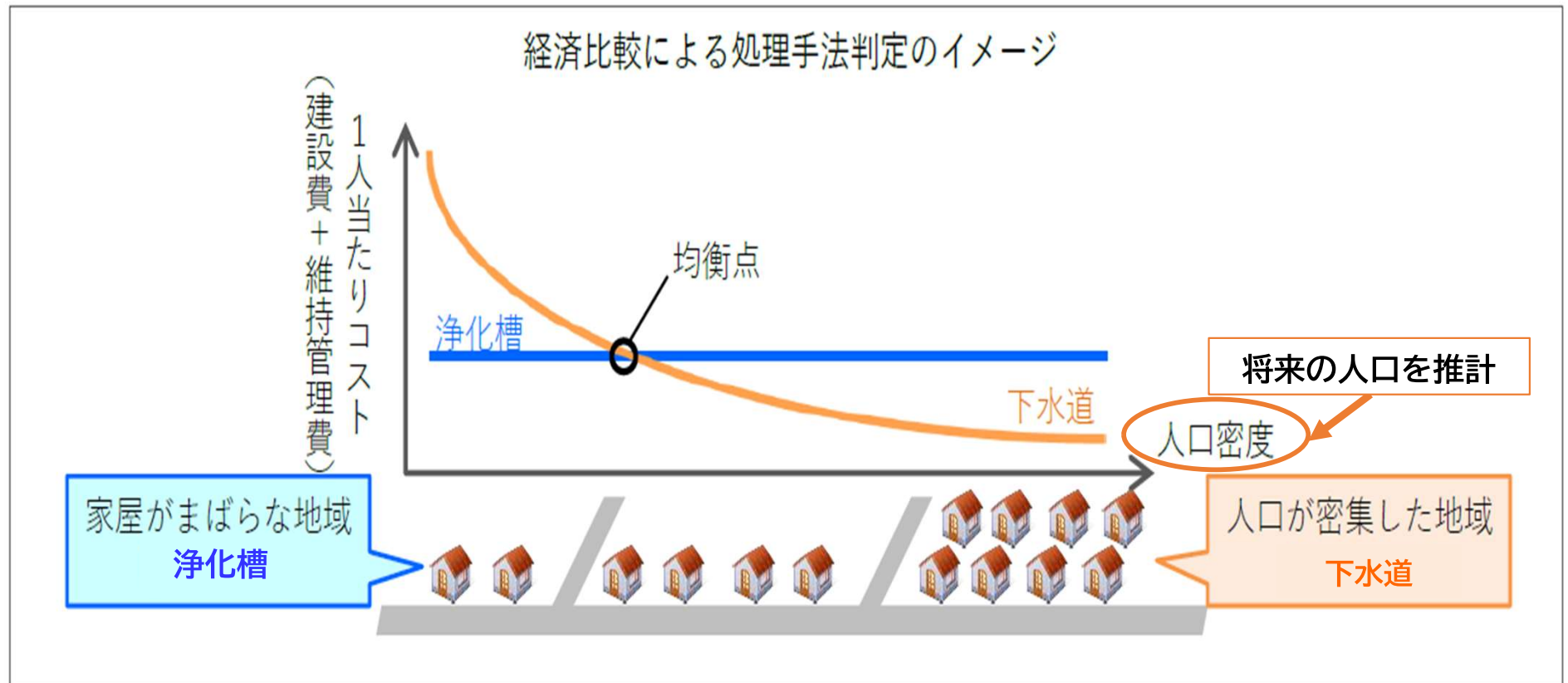
目的

持続可能な汚水処理事業の運営

見直し

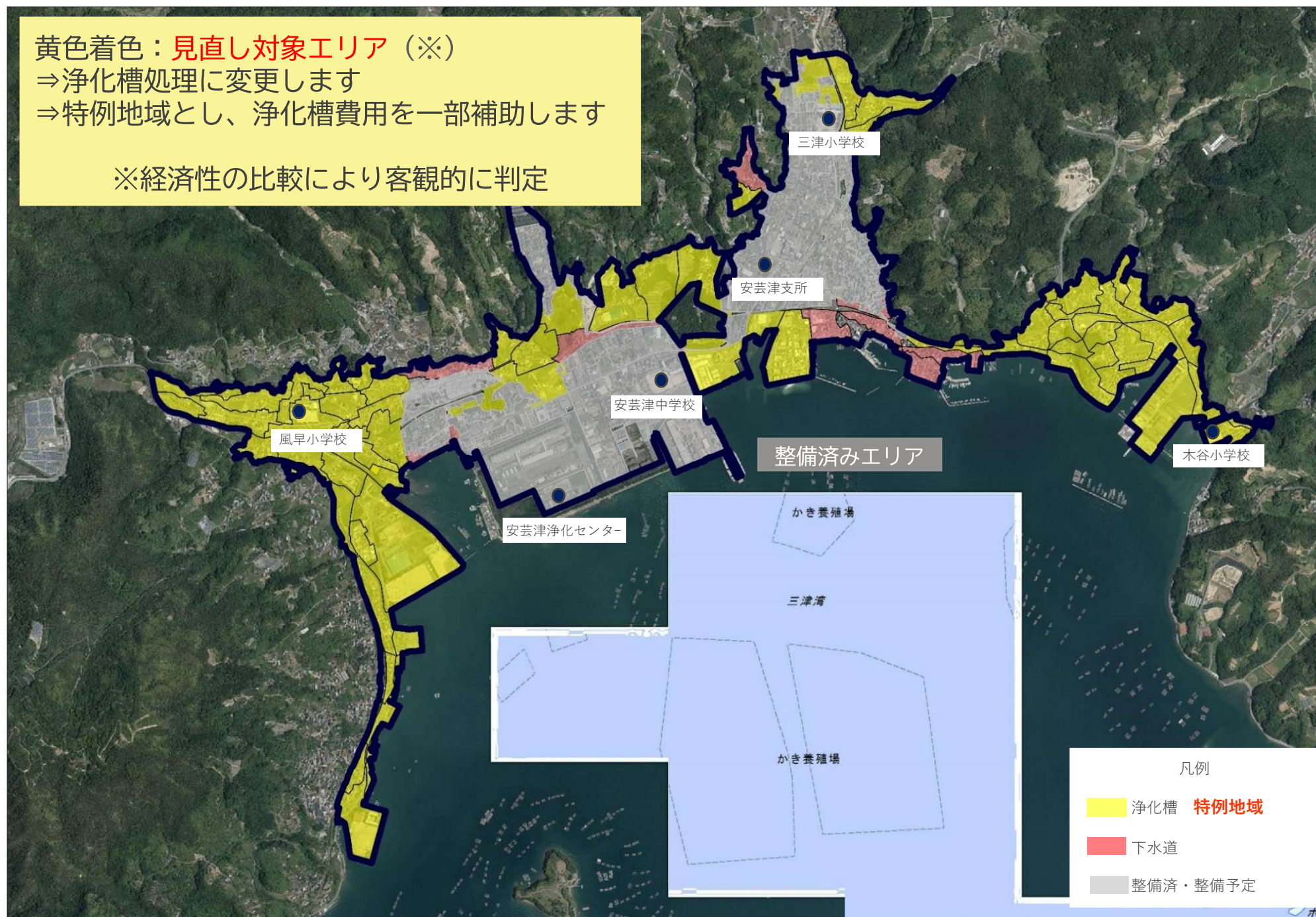
より効果的な整備区域を設定

[方法] 経済性による比較（将来人口を考慮）…客観性を確保



4. 区域設定の見直し案

-5-



5. 見直し区域への方針

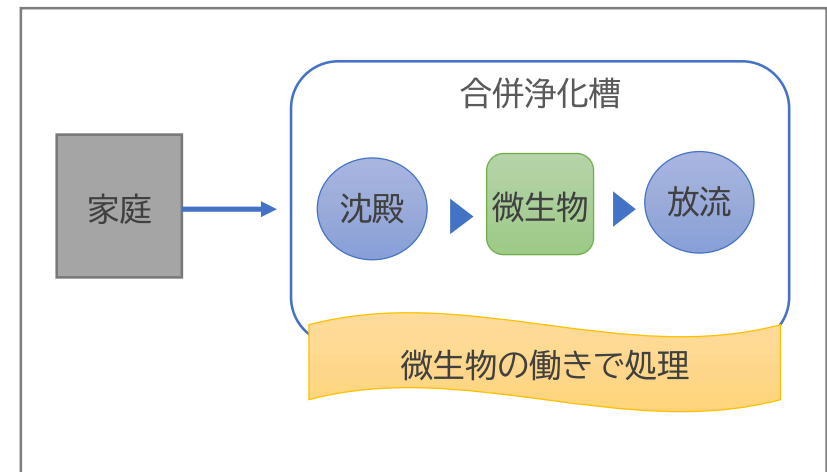
-6-

下水道…市が整備・管理



浄化槽…個人で整備・管理

- ・ 合併浄化槽は、家庭排水の適切な処理が可能です
- ・ 費用負担は補助制度により軽減します



公共下水道・浄化槽の比較

項目	下水道	浄化槽
初期費用	受益者負担金+排水設備費用	浄化槽設置費用+排水設備費用 (補助有)
維持費	下水道使用料	法定点検費、点検・清掃費
整備時期	・市が整備時期を計画 ・整備により接続義務発生	設置(整備)時期を各戸で選択可能

今回下水道整備を見直す地域を
「特例地域」とし、
設置費用・維持管理費を考慮した
補助金額加算を実施

6. 見直し区域（特例地域）への方針

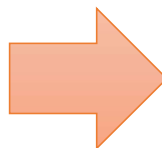
-7-

合併浄化槽設置に対する補助金

現行制度から補助対象を拡大します

現行の制度の補助対象

- ・ 合併浄化槽への転換
(10人槽まで)



創設する補助制度の補助対象

- ・ 合併浄化槽への転換
 - ・ 既存合併浄化槽の更新
 - ・ 新築建物への合併浄化槽設置
- (浄化槽の大きさの限定なし)

合併浄化槽設置に対する補助金

現行の補助金額に加算し、負担を軽減します

【単独浄化槽から合併浄化槽に転換した場合の自己負担額の比較】

〔現行制度〕

	標準費用	補助額	自己負担
	①	②	①－②
5人槽	143万円	91万円	52万円
7人槽	163万円	99万円	64万円
10人槽	197万円	113万円	84万円



〔特例地域への加算後〕

	標準費用	補助額	自己負担
	①	②	①－②
5人槽	143万円	111万円	32万円
7人槽	163万円	122万円	41万円
10人槽	197万円	140万円	57万円

現行制度に20～27万円加算
（浄化槽の大きさに応じた加算）
設置費用だけではなく、維持管理費も考慮した
加算金額としています

標準費用…国の実勢調査に基づいた標準的な設置時の費用

8. 補助制度の適用例

-9-

現在単独浄化槽をお使いのお宅が合併浄化槽(5人槽)に切り替えた場合

(費用は、国の実勢調査に基づいた標準的な費用を記載しています。)



費用

設置
83.7万円

+

宅内配管
44万円

+

撤去
15万円

=

費用総額
142.7万円

補助

設置

宅内配管

撤去

定住促進加算

特例地域加算

43.4万円

33万円

15万円

10万円

10万円

=

補助総額
111.4万円

補助の実施により

自己負担額

を31.3万円に軽減することができます

(現行制度では51.5万円)

令和8年10月	素案（区域・補助制度）
---------	-------------

令和8年10月	パブリックコメント
---------	-----------

令和9年2月	議案提出
--------	------

令和9年4月	施行予定（補助制度開始）
--------	--------------

持続可能な污水処理事業の運営のため、ご理解とご協力をお願いします

補助金の申請方法など詳細については市広報、ホームページに掲載するほか、
回覧等の方法により、該当地域のみなさまにお知らせいたします。

ご清聴ありがとうございました

【お問い合わせ先】

東広島市下水道部下水道管理課 総務計画係

所在地：〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号（本館7階）

電 話：(082)420-0957